

令和4年第3回定例会

請願調査一覧表

総務企画委員会

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調査結果												
4 年 第 2 号	4 . 9 . 6	<p>「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(略称 土地利用規制法)」の全面的な施行を中止し、廃止する意見書提出を求める請願</p> <p>【請願趣旨】</p> <p>土地利用規制法は、昨年の通常国会において十分な審議が尽くされないまま可決、成立し、今年9月から全面的に施行されようとしている。</p> <p>この法律の議論は、外国資本による防衛施設周辺の土地の購入による安全保障上の懸念から始まったが、防衛省は「防衛施設の隣接する土地を調査したものの、外国資本による土地購入による運営上の支障は確認されていない」と国会で答弁(2020年2月25日)した。つまり法整備をしなければならない事情・根拠がなく、実際、成立した法律は外国資本による土地の所有や売買を規制していない。</p> <p>土地利用規制法は、内閣総理大臣が重要施設「自衛隊及び在日米軍基地、海上保安庁、生活関連施設(原発や軍民共用空港等)」の周辺約1キロを「区域指定」し、「区域内にある土地等の利用者その他の関係者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所その他政令で定めるものの提供を求めることができる」(第7条)ため、「機能を阻害する行為」(第1条)のおそれがあるかないか「調査」することからはじまる。本人の同意なく個人情報を「収集」し、個人が監視下におかれることが想定される。情報収集の対象は、「その他政令で定める」とあるように内閣総理大臣が必要と判断すれば国会の関与もないまま際限なく広がる恐れがある。そのためプライバシーの侵害や思想・信条の自由などの人権侵害が危惧される。</p> <p>「特別注視区域」に指定されると、その土地の販売等に関して、あらかじめ内閣総理大臣に届け出が必要(第12条)となるため不動産価格が下落する恐れがあるが、それによって財産権が侵害されても補償はない。また安全保障上、「機能を阻害する行為」のおそれがあると判断すれば、内閣が恣意的に土地や建物の利用中止を勧告・命令でき、従わなければ懲役・罰則が科せられる。</p>	茨城県平和委員会 事務局長 篠原 睦美	山中たい子 江尻 加那	<p>1 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 国境離島や防衛関係施設周辺等における土地の所有・利用をめぐるについては、かねてから、安全保障上の懸念が示されていた。こうした状況の中、「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)において「安全保障等の観点から関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる」ことが決定した。 この閣議決定を受け、内閣官房に「国土利用の実態把握等に関する有識者会議」が設置され、同会議の提言を踏まえた、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和3年法律第84号。以下「本法」という。)が、令和3年6月23日に公布された。 <p>2 本法の概要</p> <p>(1) 法施行日等</p> <table border="0"> <tr> <td>閣議決定</td> <td>令和3年3月26日</td> </tr> <tr> <td>衆議院審議</td> <td>令和3年6月1日可決</td> </tr> <tr> <td>参議院審議</td> <td>令和3年6月16日可決</td> </tr> <tr> <td>公布</td> <td>令和3年6月23日</td> </tr> <tr> <td>一部施行</td> <td>令和4年6月1日</td> </tr> <tr> <td>全面施行</td> <td>令和4年9月中旬(予定)</td> </tr> </table> <p>(2) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 注視区域・特別注視区域の指定(第5条、第12条) <ul style="list-style-type: none"> 重要施設(防衛関係施設等)の周囲おおむね1,000メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等(土地及び建物)が機能阻害行為(重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為)の用に供されることを特に防止する必要があるものを注視区域として指定する。 重要施設や国境離島等の機能が特に重要、又はその機能を阻害することが容易で、他の重要施設や国境離島等によるその機能の代替が困難である場合は、注視区域を特別注視区域として指定する。 ○ 土地等の利用状況の調査(第6条) <ul style="list-style-type: none"> 注視区域・特別注視区域内の土地等を利用して機能阻害行為が行われることを防止するため、それらの土地等の利用状況を調査する。 	閣議決定	令和3年3月26日	衆議院審議	令和3年6月1日可決	参議院審議	令和3年6月16日可決	公布	令和3年6月23日	一部施行	令和4年6月1日	全面施行	令和4年9月中旬(予定)
閣議決定	令和3年3月26日																
衆議院審議	令和3年6月1日可決																
参議院審議	令和3年6月16日可決																
公布	令和3年6月23日																
一部施行	令和4年6月1日																
全面施行	令和4年9月中旬(予定)																

		<p>騒音や墜落事故、原発事故等の様々な被害、人権侵害は「重要施設」があることによって生じており、それらに苦しめられているのは施設周辺の住民である。ところがこの法律はその被害者である施設周辺の住民や関係者を調査対象とするものである。在日米軍基地の7割が集中している沖縄県は、全域が「区域指定」される可能性があり、その場合は大多数の県民が調査の対象となる。</p> <p>自衛隊が「施設」の外でおこなわれている非暴力の「反戦デモ」や「報道」を有事に発展しかねない「グリーン事態」と位置づけ、「反戦デモ」を鎮圧する訓練をおこなっていたことも明らかになっている。国民の権利である表現の自由や平和運動が「機能阻害行為」の一つに加えられる危険がある。</p> <p>土地利用規制法は、このように基地等の被害に苦しむ周辺住民の人権を侵害し、日本国憲法と矛盾するものである。</p> <p>以上、憲法第99条の規定により、意見書を提出して頂きたく請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（略称 土地利用規制法）」の全面的な施行を中止し、廃止する意見書提出を求める。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別注視区域内における届出（第13条） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別注視区域内にある土地等に関する所有権等の移転又は設定をする契約を締結する場合には、契約の当事者に届出を求める。 ○ 土地等の不適切な利用の規制（第9条） <ul style="list-style-type: none"> ・ 注視区域・特別注視区域内の土地等を利用して機能阻害行為が行われた場合等に、土地等の利用者に対し必要な措置をとるべき旨の勧告・命令を行う。 <p>3 国の考え （本法の意義）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小此木内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令和3年3月26日） <ul style="list-style-type: none"> ・ 私から、本日、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」を閣議決定いたしました。 ・ 防衛関係施設の周辺や、国境離島等で実態が不透明な土地の買収が行われていることは、長きにわたり問題視されてきた課題であり、私自身も国民の不安の声があるとあってまいりました。 ・ 本法案は、我が国の安全保障をめぐる内外情勢が厳しさを増す中積年の課題に対する第一歩として、また国民の不安を解消し、安全・安心の確保に資するための施策として、大変意義のあるものと考えております。 <p>（過度な私権制限が発生するのではないかという指摘について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小此木内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令和3年6月18日） <ul style="list-style-type: none"> ・ この法律の運用に際して、まず政府の恣意性を徹底して排除すること、国民の皆さまに対して運用状況に関する説明責任を果たして透明性を確保していくこと。これは必要不可欠と考えていまして、本法律の中でも個人情報の保護に十分に配慮することを総則に掲げております。 ・ また、公布後1年以内に閣議決定する基本方針に、安全保障環境を踏まえた本法律の意義、区域指定や調査をはじめとする各措置の基本的な考え方など、本法律の運用方針を可能な限り具体的に定めてまいります。さらに透明性確保のために土地等利用状況審議会の審議内容につきましては、安全保障上の問題や個人情報の問題がない限り公開したいと考えています。この旨を答弁してまいりました。 ・ 個人情報の保護についての十分な配慮や本法律の内容を国民に正確にご理解いただくための周知の徹底など、法執行に向けた準備をしっかりとっていく。成立をいただきましたが、正にこれからが非常に重要な心掛けと、その周知という面で大事になってくると思いますので、先ほど申し上げたように、事務方とも協議をしながら前に
--	--	--	--	--	--

					<p>進めてまいりたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 施行が1年3カ月後ということになりますので、こういったことについて準備を進めていくということでもあります。それ以上のことは具体的には今申し上げるものがございませんが、先ほど申し上げた観点から、しっかりと会議、協議を重ねて、個人情報の保護ですとか、私権制限と自由な経済の両立ということについてのさらなる考え方について深めていかなきゃいけないので、この1年3カ月の間で、しっかりとそれを基本にまとめていかなきゃならない協議が続くと思います。 <p>(特別注視区域の指定について)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 小此木内閣府特命担当大臣記者会見要旨(令和3年6月18日)・ 法律の議論の中でもありましたけれども、それぞれどういうところが利用されると機能の阻害が行われやすいのかということもきちんと精査をしなきゃいけない。その具体的な機能については、答弁でも申し上げてまいりましたけれども、改めてこれは確認をしながら。ただ、1年3カ月ある中で、最終的には審議会の意見を伺って政府がしっかりと決めるということですけども、防衛機能の在り方そのものが長期間の中で変化をすることも考えられると思いますので、そういったところも頭に入れて調査するというところまで時間をかけて行うということになると思います。 <p>(執行の透明性の確保)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 二之湯内閣府特命担当大臣記者会見要旨(令和4年7月26日)・ 重要土地等調査法に関し、昨日25日、第1回「土地等利用状況審議会」を開催いたしました。・ この審議会は、重要土地等調査法における執行の透明性を確保する観点から、法の対象となる施設、法に基づく区域指定や機能阻害行為などの勧告について御意見をいただくとともに、法運用等に関する重要事項について調査審議をいただく場として開催するものです。 <p>4 国の取組</p> <ul style="list-style-type: none">○ 土地等利用状況審議会の設置・ 本法に関し、生活関連施設(※)を定める政令の制定又は改廃の立案、注視区域及び特別注視区域の指定や注視区域内にある土地等の利用者に対する勧告について意見を聴取するとともに、その他重要事項について調査審議することを目的として、本法第14条に基づき設置。・ 第1回審議会を令和4年7月25日に開催し、本法の対象とする生活
--	--	--	--	--	--

				<p>関連施設及び同法の運用方針を定める基本方針【案】について審議。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本方針【案】においては、法に基づく措置を行うにあたっての留意事項として、国民の権利との関係について、「日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限することのないよう留意する」と規定されている。 また、個人情報の保護についても、「収集した個人情報は、内閣府が一元的かつ適正に管理」し、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、必要な情報漏えい対策を講じるなど、厳格な管理を徹底する」とされるとともに、「調査事務の一部を民間に委託する場合においても、契約に個人情報保護に関する条項を設けること等により、同等の厳格な管理を担保する」とされている。 <p>(※) 原子力関係施設、空港（区域指定においては、自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設から選定）</p> <p><参考>重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針【案】（抄）</p> <p>第1 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方向</p> <p>2 法に基づく措置を行うに当たっての留意事項</p> <p>(1) 国民の権利との関係</p> <p>法の規定による措置を実施するに当たっては、国民の自由や権利の尊重と安全保障の確保の両立を図ることを大前提とする。</p> <p>すなわち、法による措置は、注視区域内にある土地及び建物（以下「土地等」という。）が重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為（以下「機能阻害行為」という。）の用に供されることを防止するために、必要な最小限度のものとなるように実施する。</p> <p>また、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限することのないよう留意する。</p> <p>(2) 個人情報の保護</p> <p>法に基づく措置では、土地等の利用者等の個人情報を取り扱うことになるが、収集した個人情報は、内閣府が一元的かつ適正に管理する。そして、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、必要な情報漏えい対策を講じるなど、厳格な管理を徹底する。また、調査事務の一部を民間に委託する場合においても、契約に個人情報保護に関する条項を設けること等により、同等の厳格な管理を担保する。</p>
--	--	--	--	--